

第 16 回 （仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 会議録

日 時：平成 27 年 5 月 25 日（月）15：30～17：30

場 所：明石市役所 議会棟 2 階 大会議室

出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、山本委員、西野委員、森川委員、岩濱委員

1. 会議開始のあいさつ

（事務局）：

定刻となりましたので、ただ今から、第 16 回（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を開催させていただきます。

本日の委員の出欠状況ですが、4 名の欠席で 8 名の出席となっております。

●事務局による議題の説明

3. 条例内容案について

（会長）：

皆さんこんにちは。今日は 16 回目の会議ということで長い時間をかけて議論してきました。ありがとうございました。

長い検討期間の間の世の中の動きですが、グローバル化の中でコミュニティの力が試されているというものであったと思っています。

コミュニティが受け身のものではなく、それぞれが主体的、能動的な役割を果たすようになること、そしてその結果、効率的に運営されること、ということが大きな方向性ではないかと考えています。

先日大阪市で住民投票が行われました。政令区という受動的な組織を再編することによって市民が区長を選び、区議会を選ぶ自律的な能動的な組織に改変し、また維新の会によると 2,000 億円程度の経費削減ということで、効率的な運営によってお金を生み出そうというのがもともとの考えでした。

結果はあのような形になりましたが、能動的なコミュニティを作ってそれによって効率的な運営を図っていくという事については、大阪都構想が潰れたとしても恐らく今後も追及されていく内容だろうと思います。

明石市においても、地域が能動的にかつ自らが選び動くといったことができ、その結果として効率的な地域運営ができるということが目標とされていて、これまで進めてきた議論はそのような方向に収れんしつつあるのではないかなと思っています。

本日は検討の最終コーナーを回ったところで、主にはこれまでの議論の確認を頂くこととなりますが、大きな歴史の流れに乗ったものを我々が担っているということを少しお考え頂きながらお話をしたいと思っています。

それでは、資料 1 について事務局より説明をお願いします。

(事務局) :

資料 1 により「条例内容案について」説明。

(会長) :

ありがとうございました。

皆さまから前回ご意見いただいたものを反映したとの説明がありました。事前にある程度、見て頂いていると思いますが、何か今までのところでご質問やご指摘をいただければと思います。

まず、前回から修正した箇所について、これが適切かどうか、少し見ていただきたいと思います。例えば 2 ページの小学校区を代表するということですが、これは考え方としては、そもそも協働のまちづくり推進組織の位置づけをどうするかという中で出てきた議論でした。結論として③と④が同じ役割というところを書いているんだから、まとめた形になっていますが、これで良いでしょうか。

(委員) :

「協働のまちづくり推進組織の役割」の部分ですが、②だけ文末に「役割を有する」という表現になっていますが、タイトルに「役割」と書いていますので、「役割を有する」という表現は不要ではないかと思います。

(会長) :

この点について事務局はいかがでしょうか。

(事務局) :

委員から指摘がありました件ですが、確かに項目のところで推進組織の役割ということから、この全体の文脈①から⑥まで、ここの全てにおいて役割を有するという言葉が本来係ってくるかと解釈できるかと思いますが、前後の文脈を合わせて、先ほどの意見を踏まえて、全体として見直したいと思います。

(会長) :

委員の方、それでよろしいでしょうか。

では、次の方をお願いします。

(委員) :

1 ページ目の「協働のまちづくりの基本原則」の④ですが、「市民と市、また市民同

士は、公共サービスの担い手」という表現があります。PPP という、市民も公共サービスを行うべきであるという考え方もあるので、このような考え方は問題ないと思うのですが、市民の方からすると違和感をおぼえるのではないかと危惧します。と言いますのも、行政の肩がわりをさせられるのではないかという誤解が生じないかという心配があります。

「公共サービスの担い手」という言葉がなくても意味は十分に通じるので、この表現は削除してはどうでしょうか。この言葉がないほうがスムーズに市民の方に理解いただけるのではないかと思います。

次に 8 ページですが、「交付金の交付」のところの⑨に「市は適正に執行されていることを確認する必要がある場合」という表現がありますが、税を財源として事業を実施するので、常に適正な執行を確認する義務があるのではないかと考えます。ここは「市は必要がある場合は」という表現に変えた方が良いのではないのでしょうか。

あと、前にも確認しましたが、地域事務局は条例に定める必要はありませんか。地域内のコーディネーターとしての役割を果たすなどその貢献は大きいので、条例で規定する必要がないのか気になります。

(会長) :

まず 1 点目の公共サービスの担い手という表現ですね。この言葉を使うことによって、行政がそこから手を引いてしまうのではないかという懸念があるというご意見だと思います。

2 点目は言葉の問題で、適正に執行されることは当たり前なので、「必要に応じて」という表現で良いのでは、というご意見です。冒頭に申しましたが、コミュニティが能動的になるなかで、チェックを厳しくすることはよく行なわれることです。その意味で行くと、市が適正な執行をチェックしていく必要があるというご指摘はその通りであると思います。

3 点目は地域事務局についてでした。

1 点目の公共サービスについてですが、公共サービスについて言葉をどこかで定義しているのでしょうか。

(事務局) :

「協働のまちづくりの基本原則」に記載した内容ですが、これは平成 18 年に学識経験者や地縁団体代表者、公募市民などで構成された協働のまちづくり推進検討会議で検討いただいた「協働のまちづくり提言」から引用したものです。このことから、基本的には提言の内容を尊重したいと考えています。

ただ、今回の条例を検討している中で、文言の精査も必要になってくるとは思っています。

公共サービスという言葉在市で定義しているということはありません。

(会長) :

市民の方への誤解が無いようにというご意見を委員の方は言われました。

お互いに持っているものを出し合って市民に対してサービスを提供していくというのが協働の意図であるとする、私はこの公共サービスという言葉は残しておいた方がよいのではないかと考えています。ただ、市民の方から誤解されないようにしなければいけないということだと思います。

行政サービス全てを市民に肩代りさせるということではなく、効率的にサービスを提供していく一つの手法として、公と私の協働を進めていこうということです。これが公共サービスの担い手、まちづくり当事者であるパートナーという意味だと思いますので、私は残して欲しいと思いますが、皆さんはいかがでしょう。

(委員) :

公共サービスとは一般的に行政が行うサービスと捉えられがちですが、最近は介護についても地域が関わっていきましようということが言われていますので、そのようなことを意識して貰うためにも、公共サービスという文言を入れておいたほうが良いと思います。

平成 29 年度に介護に関する法律が改正されると聞いていますが、これに伴って、地域でどのように関わっていく事ができるのかということが問われています。条例も長期を見据えてつくるわけですから、公共サービスということも市民の方にも認識して貰うためにも、この文言は必要だと思います。

(会長) :

ありがとうございました。他に何か質問はありますか。

(委員) :

対等の原則ということもありますので、公共サービスの担い手という言葉は残した方がよいと思います。

「用語の定語」の部分ですが、「最終的に、事務局が法務課と協議を行い、内容を作成する」とありますが、これはどのような協議を行ってどのような修正などが行われるのでしょうか。法務課協議が条例の内容にどのように影響してくるのかについてお話しください。

(会長) :

第 1 章の備考欄のところですね。事務局から回答をお願いします。

(事務局) :

法務課との協議ですが、基本的にはこの条例の内容を決めていく際、文言を決めていく際に、条例の文言が条例として適しているのかどうかといったところ、あと内容の精査、前後の関係ですね。文脈としておかしいといったところも全て法務課のほうでチェックが入りますので、用語の定義だけではなく、全体において多少の修正は入ってくると我々は考えております。

(会長) :

よろしいでしょうか。

ただ、ここで議論されてきたことは、積上げてきたことですので、考え方をがらりと変更するということは絶対にはないだろうと思います。

条文の順番などは法務課から意見が出てくることはあると思います。また、言葉だけではない文章の修正もあると思います。

公共サービスの件ですが、きちっと説明していくということが多分大事だろうと思います。委員の方もここに入れるのが反対というのではなく、誤解のないようにというご意見でしたので、ここに反映しつつ、誤解を受けないように説明していかなければいけないと思います。

「交付金の交付」の「適正に執行」についての意見についてはどうでしょうか。先ほど当たり前のことだから、適正に執行されていることを確認するということは、言葉として必要ないのではないか、「必要がある場合は」という言葉だけで良いのではないか、という意見でしたがどうでしょうか。

(事務局) :

こちらにつきましては、特段、意図があったわけではございません。委員のご指摘のとおり、「必要がある場合は」でも十分意味が通じると思いますので、それを参考にさせていただきますまして修正させていただきたいと思っております。

(会長) :

恐らく、基本的には適正に執行されているだろうということが前提ではあるのですが、「必要に応じて」という表現でいいと思います。

あと、地域事務局についても意見がありました。意見を言われた委員の方に聞きたいのですが、もし反映するのであれば、どの部分が適切とお考えでしょうか。

ただ、これは個々の組織によって形態などが変わってくるものですし、条例というよりもむしろ手続き的なないようなので、これまでの議論からは外してきたと思うのですが、これを反映すべきということは特に何か思いや考えがおありなのでしょうか。

(委員) :

地域交付金の処理は地域事務局が行うことになるのだと思っています。また、地域事務局が校区内の各種団体のコーディネーターの役割も果たしていくものだと考えています。

このようなことを考えると、条例のどこかで触れておくべきではないかと考えたものです。ただ、会長がおっしゃったように、条例ではという話なら規則でも良いと思いますが、私は条例に記載しても良い内容なのではないかと思っています。

(会長) :

事務局から回答をお願いします。

(事務局) :

モデル事業の中で、地域事務局に対する支援が必要となり、昨年度から支援を始めました。委員のご指摘のとおり、地域事務局の果たす役割というのは非常に大きなものがあると市も認識しています。

ただ、地域事務局への支援は昨年10月以降ということで、まだ事業の検証も出来ていない状況です。

したがって、位置づけが必要であるということであれば、規則等への反映も含めて、検討していきたいと思っています。

(会長) :

条例に規定するとどうしても縛られてしまう感じになると思います。条例に規定してしまうと、地域事務局を作らないといけないという思い、それに注力してしまうことで、本来取り組まないといけない、地域の組織化などの取り組みが遅れてしまうのではないかと、という懸念もあります。

また、既に第5章の市からの支援の中に地域事務局の支援も含まれているとも考えられますので、このあたりについていかがでしょうか。

(委員) :

了解しました。地域事務局についての記載は結構です。

(委員) :

モデル事業の途中経過で地域事務局の必要性についてどうお考えか教えて貰えますか。

(会長) :

魚住校区の委員のかたお願いします。

(委員) :

モデル事業で組織の強化を図る上で、部会で取り組んでいく事が必要だと感じました。部会の動きを取りまとめることは地域事務局が担っていくことになるのかなと思っています。

この地域事務局を条例に規定することについては反対です。地域事務局の形態も地域に応じて異なると思いますので、このようなものである、と規定してしまうと窮屈になると思います。また、地域事務局自体が必要ないという校区もあるのではないのでしょうか。このあたりを考えると規定は難しいように感じます。

(委員) :

わかりました。クリエイティブにまちづくりを進めるには、やはり形に拘らないで、その地域にあった形で進める方がスムーズにいくという事を少し感じました。

(会長) :

ありがとうございました。

(事務局) :

地域事務局の重要性というのは、市も認識していきまして、故に補助することで支援しようという取り組みを行っています。

ただ、地域事務局は協働のまちづくり推進組織の一部ですから、条例には協働のまちづくり推進組織のことを定めておけば良いというふうに考えています。規定するにしても条例とは別の形を考えたいと思います。

(委員) :

了解しました。ありがとうございました。

(会長) :

他にご意見はありますか。

(委員) :

4 ページの第 4 章、協働のまちづくり推進組織の構成員の③「自治会・町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は」となっているのですが、文章が長いと思います。

初めは「自治会・町内会は」と謳いながら、「地域住民は」となって、それで最後の結論に繋がるのですが、文章がわかりにくいと思います。どちらが主語になるのでしょうか。

それともう一つ、5ページの「協働のまちづくり推進組織の認定等」について、③に「認定を受ける団体は市長に申請する。」となっています。しかし、同じ「協働のまちづくり推進組織の認定等」の④、⑥では、「市は、申請があった場合」「市に速やかにその旨を届け出る」といった表現になっています。

市に申請するのか、市長に申請するのか、どちらでしょうか。

(会長) :

まず4ページのところですが、住民が主語でございまして、要は住民がこうした地域の、特に地縁型のコミュニティ活動にしっかり取り組んでいくという事です。

この文章については、明石市連合自治協議会からの自治会・町内会への参画の義務化についての要望を受けてのものとなっています。もしわかりにくいのであれば、少し修正を検討します。

(委員) :

私はわかります。

(会長) :

皆さんもお気づきかも知れませんが、一般の人が見た時にわかりにくいのかも知れません。自治会・町内会は大事だから、ここに参画して、みんなでまちづくりをしていこうねというのがきっちりわかるようにしてくださいということだと思います。

それから、先ほどおっしゃられた、市長と市の違い、これは行政的なことなのでお願いできますか。

(事務局) :

④も⑥も市ではなく、市長です。修正します。

(会長) :

他に何かありますか。

(委員) :

地域事務局の話に戻してもよいでしょうか。

我々の校区も昨年の11月に地域事務局を設置しましたが、コーディネーターという役割を果たすのは難しいように感じています。我々の校区では事務局長を置いていない

事も関係していると思っています。

現在、事務局員 2 名を雇用していますが、5 年くらい経過しないと地域全体をコーディネートすることは難しいのではないかと思います。

事務局長が居る校区は違うのかも知れませんが、全体の行事すら把握できていませんので、全体を引っ張っていくことは難しいと思っています。

そのようにやって貰えるように私も努力しますが、今はその点について少し悩んでいます。

(会長) :

このあとの議題 2 の方でご指摘いただきたい内容だと思いましたが、おっしゃられていることは良くわかります。1 年間経験してみないと仕事のパターンはわかりませんし、その中で人間関係も作っていかないといけない。こういうことを考えると最低でも 3〜4 年は必要だと思いますし、委員のおっしゃるように 5 年必要というのも理解できます。その慣れてきた 5 年後には任期が切れてしまうということになってしまうと、せっかく頑張って育てたのに、という話になってしまうのもよく分ります。

他にご意見はありますか。

では、今日いただきましたご意見について修正しなければならないところは修正します。また、説明が必ず必要であるところはしっかり説明し、あるいは規則等への反映も検討していくということでご了承頂きたいと思えます。

続きまして 2 番目の議事に移ります。2 番目の議事でございますが、協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業というものを進めてきました。その成果がまとまっておりますので、これについて紹介いただきます。

3. 協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業検証結果について

(事務局) :

資料 2 により 「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業検証結果」について説明。

(会長) :

参考資料について何か補足はありますか。

(事務局) :

最初に説明しておけばよかったのですが、参考資料はより詳しく書いております。参考資料から抜粋したのが資料 2 の内容でございます。事例として、今回は時間の関係で 1 つの項目について 1 校区みたいな紹介をしましたが、参考資料の検証結果報告書の

ほうには、全ての項目において全ての校区の事例を紹介しています。

(会長)：

いろいろご説明を頂きましたが、実際にモデル事業に取り組んだ魚住校区の事例について委員の方にお話し頂きたいと思います。

(委員)：

魚住校区はコミセンが最後に出来た校区で、去年の冬に10周年の事業に取り組みました。当初より、11年目にはこれまでとは違う取り組みを進めていこうということ常を思ってまちづくりに取り組んできました。

そのなかで、市の方でたまたまこのような補助事業が始まったということで取り組みを進めました。必然性があったので、モデル事業に取り組んだというのが経緯です。

これまでの取り組み方を変えようということで、明石コミュニティ創造協会や市民協働推進室との話し合いも持ちながら、校区住民全ての人に参加して貰う、これまでの各種団体の長だけではなく、各種団体の長への負担軽減、より多くの人意見を聴取する、ということから校区住民全てを対象に組織に入って貰うことを決めました。

モデル事業の検証報告書では、組織の人員数が平成27年4月末で50名となっていますが、現在は58名になりました。この中には小学生も3人含まれています。

58名のメンバーの部会の割り振りはまだ完全には出来ていませんが、まず、「まちづくり応援隊」という組織のメンバーになって貰えるのか、応援隊になった場合、どの部会に入りたいのか、という二段階の質問をしています。これをもとに、部会の割り振りを行っていきたいと考えています。

自然環境歴史部会についてはもうスタートしております。それ以外は、目標やテーマは決めています、詳細をこれから決定していく予定です。

あと、夏祭りについては、全ての人に参加を呼びかけて、全ての人に手伝って貰いながら進めたいと思っています。

(会長)：

ありがとうございました。住民参加をどう進めていくのかということが条例検討委員会でも課題として話し合われたこともありました。これを魚住校区では、「まちづくり応援隊」ということで、これを契機に参加を促すということで、このような仕組みは他の校区でも参考になるのではないのでしょうか。

先ほどの事務局からのモデル事業の報告では、成果として参加者の人数等を挙げていましたが、もちろんほかにも校区まちづくり組織の意識の改革ですとか、新しい制度を作ったことなどは、まさに成果だと思います。

これまで、地域だけで考えても難しかったもの、あるいは市民協働推進室だけでも難

しいもの、あるいはコミセンだけで考えても難しいもの、このようなものを新しい仕組みとして作ったということも成果なのかなと思いつながら聞いていました。

他にご意見やご質問はありますか。

(委員) :

私の校区でも今年から計画書策定を進めています。

私はまちづくり計画書には、3年後にはこうなる、10年後にはこうなるといった事を、数値目標というのか、そういった形で決めるものだと考えていました。

部会制という組織を作りましたということはわかりますが、計画書の内容がこれで良いのか、というと私は疑問に感じます。

(会長) :

ありがとうございます。

ご意見のとおり、数値目標を立てるということは計画の成果や進捗を計るためには一般的ではありますが。今回のモデル事業で作った計画書については、そのような数値よりも、どのようなまちづくりをしていくのかとか、取り組んでいくのか、どんなまちを目指すのかというのが中心となっていて、具体的にどういう成果を上げていくのかということが余り書かれていないじゃないかと、そういうご意見だと思いますがどうでしょうか。

事務局では、計画書作成の指導にあたって、どのような形で各校区に検討を進めて貰ったのでしょうか。

(事務局) :

当初、市としても手探りの状況であり、3校区の方々には本当に苦労しながら取り組んで頂きました。計画書の中には3校区とも数値的な目標は入っていません。これはやはり3年、5年、10年といったところで、どう変わっていくのかわからないというのがありますし、まずは皆さんで話し合っていていただいてビジョンをつくる。こういったまちにしたいなど、少しぼやっとしたことになるかもしれませんが、方向性を定めてほしいということをお願いいたしました。

ただ、この計画が全てではありません。交付金を受ける基礎の計画となつてきますけれども、毎年度、いわゆる実行計画も提出していただきますので、そのあたりで数値的なものが出てくる可能性はあると考えております。

(委員) :

計画書と計画という2種類のものがあると考えています。魚住校区では「計画」ということでまとめました。「計画書」ということであれば、スケジュールとか工程表とか

そのようなものが必要と思いますが、今回は「計画」ということでまとめています。

計画の中に記載していますが、3年ごとに計画は見直します。そして10年後の魚住はこうなっています、ということをとりとめました。

例えば子ども部会では子供・保護者目線の安全マップづくりを行っていくことをテーマに挙げています。これを具体的にどう取り組んでいくのか、という話し合いは部会でこれから深めていくこととなります。これを1年や2年で完成できるものでもないと考えていますし、これから検討していく中で、より具体的に付け加えていこうというものも出てくるので、少しスケジュールを出しにくい部分もありました。

とにかくやれるものをやりながら、10年後には大きなビジョンの部分の達成していくというイメージを持っています。

このようなことから、あえて「計画」という形で冊子を作成しました。

(会長)：

ありがとうございました。

委員のご指摘のとおり、数値目標や優先順位などは計画書に必要かと思いますが、そのあたりについては、事務局からの説明がありましたように、交付金の申請の中で出てくるものであろうと思います。

少なくともこの地域はどういうものを目指すものなのかということを中心に、民主性や開放性などを担保しながら計画書を作成してきたという成果をあげたという理解だと思っています。

他に何か質問などはありますか。

(委員)：

先ほどの委員のかたに質問したいのですが、具体的な数値目標とはどのようなものをイメージされていますか。

(委員)：

イメージが出来ないから参考にしたいと思っていました。私としては3年先にはこう、10年先にはこうということをやりたいのですが、そのあたりがわからないので参考にしたいと思っていました。

(委員)：

企業の計画であれば、何%売り上げアップという目標を設定しやすいと思いますが、まちづくりの成果は数字では表しにくいのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

私たちの校区もこれから進めていかないといけないのですが、例えば子育てについて

どうしていきたいのか、という方向性を示していくことがまずは必要なのではないかと
思います。その計画に基づいて具体的に子育てについてこのような事業をしたい、それ
をするには何年かかるというものを作っていけば良いのではないのでしょうか。

(会長) :

ありがとうございます。

市が作成する総合計画などでは、例えば子育てに参加する人の割合が何%であり、そ
れを何%まで高めるといった数値目標が入ったりします。しかし、この現状の何%を調
べるのもかなり大変ですので、地域で市のレベルのような計画書を作成するのは難しい
と思います。

そうは言っても、何らかの目標数値はあった方が良いのではないかと、というご意見も
よくわかりますので、地域内で良く議論していただいて、「このようなまちであれば、
このような指標で表せるのではないかと」といった形で、花園校区が他の校区を先導する
形で見せて頂ければと思います。

先ほども言いましたが、何年後にはこれぐらいの目標数値に近づけます、クリアしま
すといったことは、市の計画書などでは記載されているのが一般的です。例えば兵庫県
では、「美しい兵庫指標」という形で何十項目もありますので、このあたりを参考に目
標数値などを検討してみるのも良いかも知れません。

ただ、なかなか数字が出せないものもあります。人の意識に関わるものと、アン
ケートを実施しないと数字に表れません。かといって、アンケートが本当に正しい結果
なのかということもわからないですし、アンケートにはお金もかかります。だから、い
ろいろな目標の立て方があっても良いと思います。

他にご意見はありますか。事務局からの意見でも結構です。苦労話などでも結構です。

(委員) :

先ほどはモデル事業の評価として、行政から地域の評価を頂きました。次は地域から
行政の評価をさせていただきます。

我々は必要を感じたから取り組みを進めたのですが、市からモデル事業をやりましょ
う、地域事務局をやりましょうといったように、そのようなきっかけを作ってくれたこ
とは非常に良かったと思います。地域からこのような制度をとって具体的な形とし
て示されることが無いので、今回はそれが市から示されたことが良かったと思います。

魚住校区の場合は同じことの繰り返しになりますが、何かがないとなかなか前に進ま
ないので、市から石を投げってくれたので、それに乗っかることが出来たと思っています。

ただ、少し苦言を言わせて貰うと、協働という言葉の意味が少し地域と異なるのか
と感じました。積極的な支援が足りなかったように感じています。

苦労話としては検討チームのことが挙げられます。

最初は、なかなか上手く進めることが出来ませんでした。そのような中、女性2人の強力なメンバーが引っ張ってってくれました。

かわら版という広報紙も作りましたが、担当者が8~9人で持ち回りで作成してきました。広報紙は1~6号に号外3号を発行しました。それぞれの担当者が1回は担当した形になります。

最初に言うのを忘れていましたが、検討チームの会議を含めて、いろいろな会議については、自由な意見、自由な発想で相手を批判しない、便乗もオッケーということで進めてきましたが、かわら版の会議については、原稿を出せば、ショックを受けるくらいの厳しい言葉を言われる状況でした。自分の担当回に言われたら、別の人の担当回に言い返そうということで、これに関しては厳しい雰囲気でも会議を進めました。

このような会議の中に明石コミュニティ創造協会も入って貰い、広報の仕方や会議の方法などのアドバイスを受けました。

これまでの条例検討委員会の中で中間支援組織という話が出てきた時は、自分たちは県民交流広場事業を5年間もやってきているので、これまでどおり取り組めば自分たちだけで出来ると思っており、中間支援組織の存在に大きな疑問を持っていました。

しかしながら、数多くの検討チームの会議に参加してくれて、本当にお世話になったと感じています。

今後、モデル校区以外の25校区に同様の取り組みを広げるということで、一気に対象校区が広がりますので、スタッフが足りないのではないかと懸念しております。このあたり、市全体で取り組んで欲しいと思っています。

モデル事業の経費使用の件についても、今後、まちづくりを進めていく中で、市全体でどうバックアップしていくのかという事も考えていって欲しいと思います。

(会長) :

ありがとうございました。

住民が中心となってまちづくりを進めていくわけですが、これにコミュニティ創造協会が大変役に立ったという話がありました。

もう一点お話しとして、市全体でバックアップしていく必要があるのではないかとことです。市民協働推進室だけが頑張っているだけでは難しいのではないかとことです。他にも、検討チームの会議が2年間で30数回ということで、本当に大変だったと思います。住民の皆さんの熱意を感じるもので、本当に良かったなと思います。

他にご意見やご質問はありますか。

(委員) :

以前、事務局からいただいた資料で、秋田県湯沢市の湯沢東部地区のまちづくり協議会の資料がありました。人口は、湯沢市自体は約5万1,000ほどですよ。湯沢東部地

区の住民の方がたしか 2,200 人ほどです。その協議会の委員さんで地区住民の代表の方が 28 名で、それとは別に市からの支援職員が 17 名おられまして、45 人で役員が構成されているという資料をいただきました。

明石の場合は地域事務局で地域の職員も雇用することになりますと、それぞれ税務事務から雇用保険の問題が出てまいりますので、かなり市からのバックアップが必要ではないかと思います。

このようなことから、各校区まちづくり組織に市職員の担当者を設けるのも一つの方法であると思います。一人の職員が複数の校区を担当しても良いと思いますが、何かコミュニティ創造協会以外に市からのバックアップも必要ではないかと思いますが、何かお考えでしょうか。

あと、魚住校区では透明性を高めるために、広報紙や計画書を全戸配布したとありますが、やはり透明性なしに民主性やその他の要素を担保することはできないので、非常に有効な手段であったと思いました。

(会長) :

質問につきまして、市としてどの程度のバックアップを考えているのか。特にこれから残り 25 校区に取り組みを広げていくことを考えると、大変な数の職員が必要になってくると思います。コミュニティ創造協会だけでは難しいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) :

協働という仕事を庁内でも、ほかの部署のほうが十分に理解しているかというところ、そうでもないところもございまして、庁内についてもそういった協働の研修なり、冊子なりを活用して意識啓発を進めていっているところです。

市民協働推進室としましては、これからだんだん校区が増えていくということは、十分踏まえた認識をしております。ただ、一方で職員数に限りがある中で、どうやって進めていくかということも大変重要な課題として認識をしております。

特に今年も対象校区が増えていきますので、その点については現在、コミュニティ創造協会と市民協働推進室の職員がある程度、歩調を合わせて、地域担当を決めているような状況です。

一つの校区に一人という訳ではありませんが、一つの校区に市民協働推進室の担当とコミュニティ創造協会の担当をつけて、お互いに連携しながら進めている状況です。

あと、税務とか法務とか、そういった知識も必要になってくると思われまますので、これについては、庁内で部署を超えて協力を求めていく必要があると思っています。内部でもそういった協力体制を十分にとって、連携しながら対応していきたいと思っています。

(会長) :

フォーマルには恐らく先ほどご回答いただいた枠組みだと思いますが、恐らくインフォーマルな支援がかなり必要ではないかと思います。例えば他市の場合、市の職員は住民であるという考え方から、5時以降の支援という形で、インフォーマルな支援を行っているケースもあります。先ほど事務局が回答したフォーマルな支援は担当制ということになると思います。

市民協働推進室だけだと人数が足りませんが、全職員であると相当な数がいますので、例えばそのようなインフォーマルな支援ということも検討しても良いのかなと思います。

公平性ということは市の職員に求められるところですので、難しい面もありますが、市の職員というのは、例えば法律、あるいは制度等に精通されておられたり、地域のことをよく知っておられたり、非常に専門性がある方もおられますので、こうした方々が何らかの形で支援ができるというのも1つの方法かなと思います。

財政的なことも含めて、市の職員の持っている人的パワーを何か活用できないのかなと思います。

このような事を行えば、まちづくり研修の一環にもなりますし、同時にシチズンシップを市職員から広げていくことが出来ると思いますので、フォーマルも大事ですが、インフォーマルな支援も少し考えた方が良いのかなとも思います。他にご意見はありますか。

(副会長) :

本当に貴重な報告ありがとうございました。

地域事務局を条例で位置づけたらどうかという意見がありましたが、まさに今の議論につながっている話だと思います。

地域事務局を運営していくことの難しさがある中で、それを持続的、発展的に何とか担保していけないのか、多分そのようなお気持ちで発言された意見ではなかったかと思えます。

モデル事業が、今地域で進めていることが無駄ではないということを検証したことは非常に大きな意味を持っています。

ただ、このモデル事業の検証というのをここで終わらせるのではなくて、さらにこういう形で制度をより有効に活用していくためには、条例をより有効に活用していくためには、どういう市のバックアップをつくっていったらいいのか、どういう仕掛けが要るのかとか、そういうことをやはり議論していくような場をつくっていくということも大事なことではないかなということ、この成果をお聞きして改めて思いました。

そのことによって、条例には細かいことまでは明記できないけれども、それ以外のと

ころできちんと支える仕組みを維持して発展させていくというような関係性をつくっていきというように、少し目を向けていってもいいのかなというようなことを、今のお話を聞いていて改めて思ったところです。

それから、目標の数値化の話がありましたが、例えば今、まだ成功までは至ってはいませんが、幾つかの自治体で幸福度指標をつくるということに取り組まれているところがあります。

何が幸福なのか難しいので、そう簡単ではないのですが、例えば愛知県の長久手市や東京都の荒川区とかが先行で取り組まれています、幾つか指標をつくって、市民と一緒にまちづくりをしていくというような取り組みが出てきますので、そういうものもぜひ参考にしていただいたらいいのかなと思います。

例えば明石市ではコミュニティの非常に深刻な問題というのが、他ほどあからさまではないかも知れませんが、厳しい課題を抱えている海外の自治体などでは、このようなベンチマークを設けることで、例えば隣り合った地域同士で大きな格差に気がついて、相手側の問題を解決するために隣のまちとして何ができるかということを考えていくといったことを進めています。

そのように自分のまちのことだけではなくて、他のまちのことも合わせて考えて、全体としてよい都市にしていくというような、そういう目を養っていったり、行動を起こしていったりというようなことにつないでいったらいいというような成果などもアメリカでは出されていたりもしていますので、そのような取り組みも将来的には各校区のまちづくり組織の動きの中に取り込んでいければ良いのではないかと、まだ、もちろん先の話でということですが、感じたりしました。

この場で議論したことが地域の方々の民主主義や日々の暮らしを充実させていくところに結びついていくことを願っていて、その意味で多くの方の参加を心掛けられた魚住校区の取り組みは非常に大事なことだと感じました。その中でも恐らくまだ手が届いていない層であるとか、いろいろな階層の問題というのは感じていると思います。そのあたりの巻き込み方を恐らくこれから知恵を絞っていかれると思いますので、そうした知恵のシェアもして頂けると嬉しく思います。

(会長)：

他にご意見をお願いします。

(委員)：

今日は大変参考になりました。魚住校区の皆さま本当にお疲れ様でした。

今からが出発だと思います。これから運営を維持したり、どのように発展させていくのかということは大変だと思いますが、我々の校区もついていきたいと思っています。

また、花園校区でも既に部会制のような組織が出来上がっているように感じています

ので、計画書への数値目標の反映をどうしていくのか、また報告を楽しみにしています。

(委員) :

以前から言っていますが、協働の前に参画があると思っています。その分母を増やす、足元を増やしていかないと高いものは建たないと思います。自治会活動などを見ていてそのように思います。

20年ほど前に明石の青年会議所から日本青年会議所に出向したときに、全国のまちづくりを視察という形でたくさん見ました。その時に、困っているのは市民であるという事を痛切に感じました。やはり市民ではまちづくりはなかなかできません。いかに行政の人にかかわって貰えるのか、ここが一番大事だということを感じました。

これまでのまちづくりの事例を見ると、行政マンがいかに市民に関わって、まちづくりバカになってくれたのか、そのような方がいるから成功したという事例をたくさん見してきました。住民任せにするのではなく、市の職員も関わりをもっていくことを考えて取り組んで欲しいと思います。

まちづくりも変化します。高齢化社会です。行政の縦割りで自治会長も苦勞されています。環境、それから防災、それから子育て、高齢化社会ですので、やっぱり福祉の関係、ここは縦割りを崩したような1つのグループを行政でつくってほしいと思います。その部署に行けば何かヒントを貰えるような部署が必要ではないでしょうか。これは市長に提案したいと思います。

(会長) :

ありがとうございました。

非常に大きな目線のご意見ですね。裾野を広げないと高い建物が建たないという、これはそのとおりだと思います。

今日の魚住校区の事例もすごく参考になる事例だと思います。このような事例を引っ張り出せたということは、足元をしっかりとやってきた成果ではないかと思います。

(委員) :

情報を追加させていただきます。

計画書のスケジュールの件ですが、進みだしたら、高校であったり、高専であったりいろんなところが協力してくれるようになります。我々はまだ、地域の組織の全てを把握している訳ではありません。新たに協力してくれる人もどんどん出てくる中で、スケジュールが確定できなかった部分があることもご理解いただきたいと思います。

モデル事業を進めて、この少ない予算でこれからもやりなさいという変なモデルになってしまったのかなと思っています。例えば計画書を作るのに30万円×3年という補助金額でしたが、いろいろな算出根拠はあると思いますが、少なすぎると思います。

今後モデル事業で取り組んだ全戸配布の広報活動を続けていくと年間で 25 万円が必要になります。これをこれまで貰っていた別の 60 万円の補助金から支出しないといけません。このあたり、低いものにあわせないように、このような事も含めて検討して欲しいと思います。

魚住校区の事例紹介の中に会議の様子を写した写真があります。会議はだいたい夜に行うのですが、お腹がすくので、お菓子を出しています。これを補助金の中から支出していましたが禁止されました。楽しく会議していく雰囲気づくりでお菓子を出している部分もあり、重要なツールだと思うので、このあたりを認めて欲しいですし、予算が少なすぎるということをお伝えしたいと思います。

(会長) :

ありがとうございます。

財政が厳しい中で、多くの予算をつけて欲しいというのはなかなか言いにくいのですが、足元のまちづくりは、野球でタイヤを引っ張って鍛えているように厳しいものです。そこを市民の足、行政の足の両方で踏みしめていく必要があります。ですので、そのあたりは委員の意見もご理解いただけるのではないかと思います。

補助金の使途が制限されたというお話もありましたが、まちづくりに必要なものはコミュニケーションです。民主主義を成り立たせるためにコミュニケーションは欠かせません。そのコミュニケーションのツールとして必要な経費はあるということが、行政にはなかなかわからないのかも知れません。ただ、これもこのモデル事業でわかってきたことですから、そのあたりは少し配慮しても良いのではないかと思います。私からもお願いしたいと思います。

今日は本当に長時間にわたりまして、非常に有意義なご議論、ご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

特にモデル事業について、計画書の詳細まではまだ見きれませんが、短期間でこれをゼロから作り上げたのはすごい事だと思います。また、3 校区でこれだけやり方やフォーマットも異なるということで、組織も多様性があるということも考えると、やはりモデル事業を通していろんな経験を皆さんはされたのかなと思っております。

このような経験を、今後 25 校区に広げていく際に上手く活用して欲しいと思います。恐らく、早く進む校区、遅い校区、いろいろとあると思います。それは仕方のないことなので、それぞれのペースに合わせて進めていただければと思います。私たち社会福祉士では、伴走するという言い方をしますが、要するに高齢者の方、障害者の方、それぞれ特徴が違いますし、できることが違いますから、それに寄り添って伴走していつ、その方々のできるパワーをつけるというのが社会福祉士の中で言われる言葉です。コミュニティに寄り添ってコミュニティ創造協会とともにエンパワーメントしていただければと思います。

本当に長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。一旦、事務局にお返しいたします

4. 今後の予定について

(事務局) :

熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

本日の検討委員会で条例内容案の全体像はおおむね固まったのではないかと考えております。次回ですが、7月頃に検討委員会を開催したいと思っておりますが、内容としましては、最終提言につきまして、まとめのご議論をお願いしたいと考えております。できましたら、それを受けまして、8月頃には検討委員会からの最終提言書を頂戴したいと考えておりますので、次回の7月の検討委員会が議論の場としては最終となるのではないかと考えております。

これまで平成23年2月から計16回の検討委員会を開催しまして、モデル事業を実施しながら検討委員会の皆様からはさまざまな観点から多くのご意見を頂戴してまいりました。いよいよまとめとなりましたが、最後までご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第16回条例検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。